

Draft WHO framework convention on tobacco control

WHO「たばこ規制枠組条約」 http://www.who.int/gb/EB_WHA/PDF/WHA56/ea56r1.

このテキストは、2003年5月の第56回世界保健総会において、5月21日、全会一致で採択された。

仲野暢子仮訳 <nobu-n@hi-ho.ne.jp>
全国禁煙・分煙推進協議会副会長

網掛けは条約の重要点(訳者による)

前文

本条約の締約各国は各国が国民の健康保護に優先権を与えることを決意し

- * たばこによる疫病の蔓延が世界的問題であり、可能な限り最も広い国際的協力と、すべての国が効果的、適切、かつ協調的な形で参加を必要とすることを認識し、
- * たばこ消費と受動喫煙がもたらす健康・環境・経済への破壊的影響について、国際社会の深い懸念を反映し、
- * 世界的に増大するたばこ生産と消費が、とくに発展途上国において家族・貧困層・国の保健衛生システムに対する重荷になっていることに深刻な関心を寄せ、
- * たばこ消費と受動喫煙が膨大な死と疾病と障害を引き起こすことが、科学的証拠に基づき明白に証明されていること、並びにたばこ製品の使用またはたばこ煙への曝露等と、たばこ関連疾患の発病の間に時間的な隔りがあることを認識し、シガレットおよびたばこを含有するその他の製品が、高度な技術によって依存性を引き起こし、維持するべく設計製造され、含有物の多くは薬理活性、毒性、突然変異性を持つこと、および「たばこ依存」が国際疾病分類で、独立した疾患として分類されていることを認識し、
- * たばこ煙への出生前の曝露が、子どもの健康および発育条件に悪影響を及ぼすという、明白な科学的証拠があることを認め、
- * 世界的に子どもと若者の間に喫煙が広がり続けていること、とくに喫煙の低年齢化が進んでいることを深刻に憂慮し、
- * 喫煙およびその他の形のたばこ摂取が女性と少女の間で広がっていることに危機を感じて、ジェンダーに留意したたばこ対策の必要性和、女性のポリシー決定および実施に全面的参加の必要性に留意し、
- * 先住民による喫煙その他のたばこ消費が、高水準にあることを深く憂慮し、
- * たばこ使用を促進する目的とする、あらゆる形のたばこ宣伝、広告、販売促進、スポンサーシップの影響を深刻に懸念し、
- * シガレットおよびその他のたばこ製品の密輸、密造、偽造など、不正なたばこ取引の根絶に、協力的な対処が必要なことを認識し、
- * あらゆるたばこ規制、とくに発展途上国と過渡期国においては、現行および計画中のたばこ規制実行の必要性に見合った技術的・経済的支援が求められることを認め、
- * たばこ需要の低減を目指す戦略の成功に関連する、長期的な社会的経済的影響に応じる、適切な仕組みの開発が、必要なことを認識し、
- * とくに発展途上国および過渡期国において、たばこ対策がもたらす社会的経済的困難を考慮し、持続可能な発展のために各国で策定された戦略との関連において、経済的・技術的援助の必要を認識し、
- * 多くの国によって行なわれてきた、たばこ規制に関する貴重な努力に注目し、たばこ規制策の発展におけるWHOのリーダーシップ、並びにその他の国連組織、国際的・地域的組織の努力を賞賛し、
- * たばこ産業に関係のない多くのNGO組織、医療・衛生その他の専門組織、女性・青年・環境・消費者グループ、市民グループの国際的・国内的協力がたばこ対策に大きく寄与することを強調し、
- * たばこ規制のための努力を傷つけ、崩壊させようとする、いかなるたばこ産業謀略をも警戒すべきこと、またたばこ規制策にマイナスの影響を与えるたばこ産業の活動を知る必要があることを認識し、

- * 1996年国連総会において採択された「すべての人が、到達しえる最高水準の身体的精神的健康を享受する権利」を保障する”International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights”第12条を想起し、
- * また、到達しえる最高水準の健康を享受することは、人種、宗教、政治的信条または経済的社会的条件に関わらず、すべての人の持つ基本的人権であるという、WHO憲章前文の健康権を想起し、
- * 現在適切な科学的、技術的、経済的な考慮に基づいたたばこ規制策が促進されることを決定し、
- * 1979年12月18日に、国連総会で採択された、各国は女性に対する差別を一掃する適切な措置を取るべきという、「あらゆる形態の女性差別撤廃条約」を想起し、
- * さらに、1989年11月20日に、国連総会において採択された「子どもの権利条約」において、締約国は、児童が到達可能な最高水準の健康を享受する権利を認めていることを想起し、
- * 以下の合意に至った。

Part : 序章

第1条 用語定義

- a) 不法取引：製造、出荷、受領、所有、流通、販売または購買に関連して、法の禁止する、あらゆる慣行、または行為、およびこのような行為を促進することを意図した、あらゆる行為を指す。
- b) 地域的経済統合組織：いくつかの主権国家によって構成される機関で、その締約国が一連の事項 それらの事項に関して締約国を拘束する決定権を伴う一に関する権限を委譲しているものをいう。
- c) たばこ広告および販売促進：たばこ製品の販売促進のため行い、直接・間接のいかなる形態の情報発信、推奨、その他直接間接にたばこ使用を促進する目的の、またはたばこ使用促進の効果を持つような活動をいう。
- d) たばこ規制(tobacco control)：あらゆる形態のたばこ消費と受動喫煙を、除去し、または減少させることによって、公衆の健康を増進させることを目的とした、供給・需要・害の低減に関する戦略をいう。
- e) たばこ産業：たばこの製造業者、卸売り、流通業者、輸入業者をいう。
- f) たばこ製品：全体または部分的に葉たばこを原料とし、喫煙、サッキング(しゃぶる)、チューイング、かぎたばこなどに使用されるために製造されたものをいう。
- g) たばこスポンサーシップ：直接的、間接的に、たばこ製品の販売促進に資するイベント、活動、または個人に対する、あらゆる形の資金提供をいう。

第2条 本条約と他の協定、法令との関係

1. 本条約は、人間の健康と環境を守るため、条約と議定書が要求している以上の措置をとっている他の協定や法令の効力を妨げるものではなく、奨励する。
締約国は本条約および議定書が要求するよりさらに強力な国内的措置をとることを奨励され、人類の健康と環境をさらに守るため、国際法の規定に従い、より厳格な規定を国内で実施することを妨げられない。
2. 本条約の規定はこの条約および議定書は、本条約に関連し、または追加する事項について、締約国が2国間または多国間(地域的を含む)の合意を行う権利に影響を与えるものではない。ただし、当該合意は本条約の課する義務と矛盾するものであってはならない。関係国はこのような合意を、本条約事務局を通じて、締約国会議に伝達するものとする。

Part : 目的 指針となる原則

第3条 目的

本条約および関連する議定書の目的は、現在及び将来の世代を、たばこ消費およびたばこ煙への曝露によっておこる甚大な健康的・社会的・環境的・経済的被害から守ることにある。そのため、継続的かつ実質的に、たばこ使用率およびたばこ煙への曝露を低減するため、締約各国が国内・地域内・国際レベルで実施すべき、総合的たばこ対策の枠組

みを提供する。

第4条 指針となる原則

本条約および議定書の目的を達成するため、またその条項を実施するに当たって、締約各国は、以下に定める原則を指針とする。

1. すべての人がたばこ消費およびたばこ煙への曝露がもたらす健康影響、依存性、死の脅威について、十分知らされるべきであり、締約各国は、非喫煙者をたばこ煙被曝の影響から守るため、政府レベルで、必要な法的、行政的その他の、有効な措置をとるよう、熟慮すべきである。
2. 国際的、地域的、国内的レベルにおいて、総合的、多分野にわたる政策を、多くの部門の協調的対応を得て、進展させ、支援するためには、強力な政治的介入が必要である。その際次の点を考慮に入れること。
 - a) すべての国民がたばこ煙曝露から守られるための措置の必要性
 - b) すべての国民より、たばこ使用の開始を防止し、禁煙を促進、支援し、あらゆる形態のタバコ消費を減少させるための措置を講ずる必要性(厚労省だけの方針、仕事?)
 - c) たばこ対策プログラムが先住民の社会的文化的ニーズに適応するよう、彼ら自身が開発、実施、評価に参加できる措置の必要性および
 - d) たばこ対策戦略を展開する際、性別に特有のリスクに対応するための措置を講ずる必要性
3. 地域の文化的、社会経済的・政治的法的要因を考慮しつつ、有効なたばこ対策プログラムを策定、実施するために、国際的協力、とくに技術、知識の交換、経済的援助を行なうことは、本条約の重要な部分である。
4. 公衆衛生の原則に立ち、タバコ消費およびたばこ煙への曝露に起因する、若年死、障害、疾病の発生を防ぐためには、すべてのたばこ製品の消費削減を目指す総合的、多分野共同の政策、対応が国内的、地域的、国際的レベルで不可欠である。
5. 製造物責任問題は、各締約国がその法制によって定めるが、たばこ規制の重要な部分である。
6. 発展途上国等における葉たばこ耕作者、労働者など、たばこ規制計画によって生活に深刻な影響を受ける者を援助するための、技術的、財政的支援は、重要である。
7. 本条約および議定書の目的を達成するためには、市民社会の参加が不可欠である。

第5条 一般的義務

1. 各国は、本条約および議定書に即した包括的、多分野にわたるたばこ対策国家戦略、計画、プログラムを策定、実施し、定期的に更新して再検討するものとする。
2. この目的のため、各国は可能な限り次のことを実行する：
 - a) 関係政府機関および市民社会からの情報提供を基に、たばこ対策調整機関を設立、すでに存在する場合は強化、および資金提供をすること。
 - b) たばこ消費、ニコチン依存およびたばこ煙への曝露を予防し、低減するための適切な政策を他機関との協力のもとに策定し、有効な法的、行政的その他の措置をとること。
3. 締約国はたばこ対策に関する公衆衛生政策策定および実行の際、各国は国内法に添い、たばこ産業の既得権・利権からそれらの政策を守るべく行動すること。
4. 締約国はこの条約の実施に関する措置、手続きおよび基準であって、締約国の合意したものの作成に協力する。
5. 締約国は本条約および自国が当事者となっている議定書の目的を達成するため、権限を持つ国際および地域組織その他の組織と協力する。
6. 締約国は条約の効果的な実施のため、可能な範囲において、基金を作るため2国間あるいは多国間で協力する。

Part : たばこ需要の低減を図るための手段
第6条: たばこ需要低減を図るための価格政策および課税措置

1. 締約国は課税措置および価格政策が、国民各階層、とくに若年層のたばこ消費低減の有効かつ重要な手段であることを認識する。
2. 締約国は、自国の課税政策を策定する主権を侵害されることなく、たばこ対策に関して、国民の公衆衛生政策の目的を考慮し、適切な措置を策定し、維持すべきである。それは以下の項目を含むことができる。
 - a) たばこ消費の低減をめざす、健康上の目的を達成するため、課税政策を実施するとともに、適切な場合は価格政策を実行すること。
 - c) たばこ製品の非課税および免税販売、または旅行者による免税持ち込みを、禁止または、場合により規制すること。
3. 締約国は第21条にしたがって、たばこ税率の詳細とたばこ消費の動向を定期的報告書にまとめ、締約国会議に提供すること。

第7条: たばこの需要を低減のための非価格的政策

締約国は、総合的な非価格政策が、たばこ消費を低減するために、有効で、重要な手段であることを認識する。締約各国政府は、第8条から第13条に述べられている義務の遂行に必要で、有効な、立法、行政、その他の、非価格政策の策定と、実施に努め、適当な場合は、直接または権限を有する国際関係機関を通じて、その実施のために協力する。締約国会議は、当該各条項の実施のための適切なガイドラインを提案する。

第8条: 受動喫煙の防護

1. 締約国は、たばこ煙への曝露が死亡、疾病、障害の原因となることが、明白な科学的事実に基づくことを、認識する。
2. 締約各国は管轄区域において、屋内職場、公共輸送機関、屋内公共場所その他適切な場所において、たばこ煙への曝露に対し、国内法に従い、有効な法的、行政的その他の適切な措置をとり、十分な防護策の策定を積極的に促進する。

第9条: たばこ製品に関する含有物規制

締約国会議は、権限ある国際機関と協議の上、たばこ製品の含有物および排出物のテスト・計量および規制についての詳細なガイドラインを提案する。締約国はこれらのテストおよび規制について、権限ある国内当局の承認の下に、有効な法的・行政的措置を、策定、実施する。

第10条: たばこ製品情報開示規制

各国は国内法に従い、たばこ製造業者および輸入業者に対して、たばこ製品の含有物および排出物の内容について、政府に情報開示するよう、有効な法的行政的およびその他の措置を策定、実施すること。さらにそれぞれの国は、たばこ製品およびその排出物に含まれる有毒な物質についても、情報開示させる有効な措置をとる。

第11条: たばこ製品の包装およびラベリング

1. 締約各国は、本条約に加盟発効後3年以内に、次の事柄を確保するため、国内法にそって、有効な措置を策定、実施する。

- a) たばこ包装とラベリングは、いかなる場合も虚偽、誤解を招くまたは欺瞞的方法によって、あるいは製品の特徴、健康への影響または排出物の害について、あやまった印象を与えるような方法によって、たばこ製品の販売促進をはかってはならない。直接的・間接的ないかなる表現・標識・商標・造形またはサインを使用して、ある製品が他のものより害が少ないという印象を与えることも禁止する。禁止事項の中に“low tar”, “light”, “ultra-light”, “mild”といった用語を含むことができる。
 - b) たばこ製品の各個包装またはユニット包装、その他たばこ製品のいかなる包装の外面上にも、健康有害警告をつけ、喫煙の悪影響情報その他適切な情報を示すこと。これらの警告表示は
 -) 国の権限ある当局が認定したものであること。
 -) 複数ものをローテーションでつけること。
 -) 大きく、明瞭で、読みやすく書くこと。
 -) 主たる表示面の50%以上が望ましく、最低限でも、主たる表示面の30%を占めること。
 -) 絵、写真等を含むことができる。
2. 各個包装、ユニット包装、その他あらゆる包装につける健康警告およびその他の情報は、政府の規定に従い、本条1b)の規定のほか、関連情報ならびに排出物情報を含む。
 3. 各国政府は、本条1b)および2項に規定される警告表示が、各個包装、ユニット包装、その他あらゆる包装の外面上に、その製品が市場に置かれる国の主たる言語(複数もあり)で記される。
 4. 本条の目的に添って、たばこ製品の包装とラベリングという言葉は、小売においても同様に適用される。

第12条:教育、情報伝達、訓練、社会認識啓発

各国はたばこ規制問題について、あらゆる情報伝達手段を用いて周知し、社会一般の認識を高め、増強する。

この目的のため、締約各国は以下のことについて、法的、行政的その他の有効な手段をとる:

- a) たばこ消費および、たばこ煙への曝露による健康上のリスク(たばこの依存性を含む)について、有効な総合的教育プログラム、社会一般への啓発プログラムへのアクセスの確保。
- b) 社会一般に対して、たばこ消費とたばこ煙への曝露によるリスク、および14条の2に明示されている禁煙の利益とたばこに煩わされないライフスタイルの快適さについて、十分な情報伝達を確保すること。
- c) 自国の法律に従い、本条約の目的に関連する、たばこ産業の広い範囲の情報に、一般からのアクセスをやすくすること。
- d) 医療・保健専門家、地域・社会福祉活動従事者、教育者、政治的指導者、行政官ほか関係者に対する適切・有効なたばこ対策指導者ならびにメディアに対し、訓練プログラムおよび意識喚起プログラムを策定し、実施すること。
- e) たばこ対策戦略や分野横断的なプログラムを策定し、実行する際、公共または私的機関やNGOなど、たばこ産業と関係のない組織の、意識喚起と参加を進めるよう、努力すること。
- f) たばこ生産および消費の結果起こる経済的、健康的、環境的悪影響についての情報に対するアクセスを容易にし、社会一般の意識を喚起すること。

第13条:たばこ製品の広告、販売促進、スポンサーシップ

1. 締約国はたばこ製品の広告、販売促進、スポンサーシップの禁止がたばこ製品の消費を低減させるであろうということを認識する。
2. 各国は憲法上の規定および憲法上の原則、また国内法に従い、たばこ広告、販売促進、スポンサーシップなどの包括的禁止を行なう。禁止の対象は、その国に適した法的、技術的手段により、その国から発した国境を超えた広告、販売促進策、スポンサーシップの包括的禁止を含む。この点に関し、各国は本条約への加盟発効から5年以

内に法的、行政的その他の手段を用意し、21条の規定に従い報告する。

3. 憲法上の制約などにより、包括的禁止ができない締約国はすべてのたばこ広告、販売促進活動、スポンサーシップに対する規制を行なう。規制は法的環境の問題として、できる限りの技術的手段をとり、その国から発した国境を超えた広告、販売促進策、スポンサーシップの包括的規制または禁止を含む。
4. 憲法上の制約のある国も最低限次の点を守る。
 - a) たばこ広告、販売促進、スポンサーシップは、たばこ製品の特徴、健康への影響または排出物について、虚偽、誤解を招く、欺瞞的あるいは製品のあやまった印象を与える可能性が高い方法による、販売促進を禁止する。
 - b) すべてのたばこ広告、および適当な場合は販売促進、スポンサーシップに、健康警告表示をつけることを命ずる。
 - c) 社会一般の人がたばこ製品を買うことを奨励するような直接的・間接的誘因(報奨など)の使用を規制する。
 - d) 広告など全面禁止がなされていない国は、本条約の第21条に従い、政府はたばこ産業に対し、広告および販売促進のための費用を、国内法に従い、社会および締約国会議に向けて公表するよう決定することができる。
 - e) ラジオ、テレビ、印刷媒体、必要な場合には、インターネットなど、その他のメディアによるたばこ広告、販売促進、スポンサーシップを、包括的禁止、または憲法上の原則により、禁止できない国においては、制限する。
 - f) 国際イベント、活動、そこへの参加者に対するたばこスポンサーシップを禁止、または憲法上の原則により禁止できない国においては規制する。
5. 締約国は本条第4項に提示された義務以上のことを計画、実施することを奨励される。
6. 締約国は、国境を越えた広告の除去を容易にするために必要な技術の開発に協力する。
7. 締約国は、たばこ広告、販売促進策、およびスポンサーシップのうち、特定の種類について禁止している国は、自国から発している国境を越えたたばこ広告、販売促進策、スポンサーシップに対して国内法を適用して禁止し、国内のそれらと同じ罰則を課す主権を有する。本項は特定の罰則を支持するものではない。
8. 締約国は、国境を越えたたばこ広告、販売促進策、スポンサーシップの総合的禁止のために、国際協力を必要とする、適切な措置をとる議定書を検討する。

第14条: たばこ依存および禁煙に関する需要低減措置

1. 締約各国は、国内の環境と優先度を考慮に入れ、科学的な証拠と最善の実践に基づき、適切な包括的、総合的なガイドラインを策定し、広めると共に、たばこ依存に対する適切な治療の確保と、禁煙推進のための措置をとる。
2. 上記の目的のため、締約各国は次のことに努める:
 - a) 教育機関、医療・保健機関、職場、スポーツ施設などにおいて、効果的なプログラムを作成、実施する。
 - b) 全国的健康教育戦略、計画、プログラムの中に、たばこ依存への治療と、禁煙カウンセリングサービスを含め、適当な場合は、保健・医療従事者、社会福祉従事者、地域活動従事者の参加を得て作成する。
 - c) 医療・保健機関およびリハビリ機関における、たばこ依存の予防・治療・カウンセリングのプログラムを確立する。
 - d) 第22条に挙げた、たばこ依存治療のための薬品へのアクセスを容易にし、入手可能にするため、他の国々と協力する。当該医薬品およびその構成物には、薬品、適当な場合は、薬品を投与するために使用される製品、および診断が含まれる。

Part : たばこ供給低減に関する措置

第15条: たばこ製品の不法取引

1. 締約国は密輸・密造・偽造を含むあらゆる形態の不法取引根絶、国内法・地域内・世界的協定がたばこ対策に不可欠な要素であることを認識する。
2. 各締約国は自国内または管轄圏内で販売され、または製造されるたばこ製品のすべての各個包装またはユニット包装に、たばこ製品の原産国を特定できるよう印を付け、また国内法や二国間協定に従って、政府が迂回路のポ

イント特定し、モニターして記録し、たばこ製品の動きと法的状況をコントロールするのに役立つ法的、行政的、その他の措置をとる。各国下記の措置を行う。

- a) 各国は国内で販売される小売、卸し「たばこ製品が(販売される国名、地域名、連邦その他の名前)においてのみ販売可能」という表示、または製品の最終販売先で、合法であるかどうかの判断に役立つ有効な表示(記号)をつける。
- b) 流通システムの安全を確保し、不法取引の調査に役立つ、実用的な追跡制度の開発を考慮する。
3. 締約各国は包装の情報表示および本条第2項に示した製品表示記号が、その製品が販売される国または地域で使用される主たる言語で、読みやすく書かれ、示されるよう指示する。
4. たばこ製品の不法取引を根絶するために、締約国は下記のことを行う:
 - a) 不法取引を含む国境を越えた取引の監視、データ収集と税制、関税その他情報を他国政府と交換する。
 - b) たばこ製品、偽造品、密輸品などの不法取引を禁止し、刑罰と弁償を伴う法的措置をとり、または強化する。
 - c) すべての押収物、偽造品、密輸たばこは、国内法に従い、環境に害の少ない方法で破棄処理が確保されるよう、適切な方法をとる。
 - d) 管轄の範囲内で、関税または国内税上問題があるたばこ製品の保管、移動および供給を監視し、記録し、規制する方策をとり、実施すること。
 - e) たばこ製品の不法取引により得られた利益の没収を可能にする方策をとること。
5. 本条4(a)および4(d)により集められた情報は、定期報告の形に集約し、第21条に従い、締約国会議に報告される。
6. 締約国はたばこ製品の不法取引を根絶するために、不法取引に関する捜査、訴追、および法手続きに関して、国内法に基づき、国内機関、地域間機関、国際機関それぞれとの協力を促進する。とくに地域的、近隣地域レベルでの協力がたばこ製品の不法取引との戦いにとって重要である。
7. 締約各国はたばこ製品の不法取引を防ぐため、たばこ製品の供給を規制する免許制を含むより強い規制措置をとるべく努力する

第16条: 未成年者への販売

1. 締約各国はその国の法による未成年者に対して、たばこ製品の販売を禁止する政府・自治体レベルの法的、行政的その他の有効な措置をとる。その措置は下記のことを含むことができる。
 - a) すべてのたばこ販売者は、法的な未成年者にたばこ販売が禁止されていることを、売り場の内部に目立つように掲示し、疑いがある場合は法的に成人に達している適切な証明を示すよう要求する。
 - b) たばこ製品を顧客が直接手に取ることができるセルフサービス陳列台におかない。
 - c) たばこの形をした菓子類や玩具その他未成年者にアピールする物の製造、輸入、販売を禁止する。
 - d) その権限下の自動販売機が、未成年者に入手可能でないよう、またたばこ製品の販売促進策とならないよう、適切な方策をとる。
2. 締約各国はたばこ製品の一般 とくに未成年者への無料配布を禁止する。
3. 締約各国は、国内法の規定する未成年者が買う可能性を高める、たばこのばら売りまたは20本未満の小包装での販売を禁止するよう努める。
4. 締約国は国内法に規定された未成年者への、たばこ製品の販売をより効果的に防ぐため、適当な場合は本条約に含まれる他の規定と連携して、実施すべきことを認識する。
5. 条約に署名、批准、受諾、加盟する際、またはその後随時に、拘束性ある書面により、国内法に従って、たばこ自動販売機の導入禁止、または全面禁止を宣言することができる。その宣言は本条に従い、寄託者により締約国に送達される。
6. 各国は本条1-5の義務に従わせるため、販売業者および流通業者に対して、罰則を含む法的、行政的その他の有効な措置をとる。
7. 締約各国は国内法の未成年者、または18歳以下の者による、たばこ製品販売を禁止する法的、行政的その他の有効な措置をとる。

第 17 条: 転業支援条項

締約国は国際的、地域的政府間機関と協力し、たばこ労働者およびたばこ耕作者、場合によっては個別の小売業者に
対し、他の経済的生き残り策支援を促進する。

Part : 環境保護

第 18 条: 環境保護および個人の健康保護

本条約中の義務を遂行する際、領域内でのたばこ耕作および製造の点で、締約国は環境および個人の健康に、相当
の顧慮をしなければならない。

Part : 製造責任に関する問題

第 19 条: 製造物責任

1. 締約国はたばこ対策のために、必要な場合は刑法、民法を含め、また損害賠償を含めた製造物責任を法制化し、
既存の製造物責任法強化を検討する。
2. 締約国は第 21 条に従い、締約国会議を通じて下記を含む情報交換を協力して行う。
 - a) 第 20 条 2 (a) に従い、たばこ製品の消費およびたばこ煙への曝露が健康に及ぼす影響についての情報
 - b) 法規制および関連する法理学についての情報
3. 締約国は相互に合意した適切な事柄について、国内政策、法規制および現存する条約の取り決めの範囲において
本条約はと矛盾しない民事、刑事責任に関する訴訟手続きにおいて、互いに支援することができる。
4. 本条約は権利を有する締約国がたがい法的手段をとることについて、介入も制限もしない。
5. 締約国会議は可能ならば早い段階で、製造物責任と本条約に関連した法的その他の活動について、リクエストに
応じ、各国を支援する妥当な国際フォーラムの開催を検討することができる。

Part : 科学的技術的協力および情報交換

第 20 条: 研究・調査・監視・情報交換

1. 締約国は国内・地域的・世界的規模の調査プログラムの開発と促進に着手する。
この目的のため、下記のことに努める:
 - a) 直接または地域的、国際的政府間機関を通じて他の組織と協力し、たばこ消費の決定要因、および喫煙とた
ばこ煙曝露による影響についての調査、ならびに科学的アセスメント、また葉タバコ耕作と転換作物について
も、調査研究を行う。
 - b) 国際的・地域的政府間機関その他の機関の協力を得て、研究・調査、施行を含むたばこ対策活動(研究、実
践、評価を含む)に従事するすべての人々に対する訓練と支援を強化し、促進する。
2. 締約国はたばこ消費の規模、類型、決定要因および影響に関する全国的・地域的および世界調査に関する共同
プログラムあるいは補完的プログラムを確立する。このため、各締約国はデータが地域的・世界的レベルで比較・
分析できるよう、たばこ調査を全国的、地域的、世界的健康調査プログラムと統合する。
3. 国際的・地域的政府間機関による経済的、技術的支援の重要性を認識しつつ、締約国は下記のことに努める:
 - a) たばこの疫学調査およびたばこ消費と関連する社会、経済、健康指標を扱う国の機関を段階的に確立するこ
と。
 - b) 国際的・地域的政府間機関と政府機関・非政府機関を含むその他の機関と協力して本条 3a) に挙げられた調
査や指標などの情報交換をおこなう。

- c) WHOの後援のもとに、主な調査データの収集・分析・伝達の総合的なガイドラインおよび手順を定める。
- 4. 締約国は科学的・技術的、社会経済的、商業的・法律的情報ならびに本条約に関連するたばこ産業およびたばこ耕作の行為の情報交換を促進する。その過程で発展途上国の特別なニーズに配慮する。締約国は下記のことを努力する：
 - a) たばこ対策の法律・法制および法執行、ならびに関係する法理学について、最新のデータベースを確立し、維持する。国内的・地域的・世界的たばこ対策補足プログラムの開発を協力して段階的に行う。
 - b) 本条3(a)に従い、全国調査プログラムからの最新データを集め、維持する。
 - c) 適格の国際機関と協力し、本条約または国内たばこ対策に影響を与えるたばこ生産、製造、およびたばこ産業の活動情報の収集・伝達を定期的におこなう、世界的モニタリングシステムを段階的に設立し、維持する。
- 5. 地域および国際政府間機関は、発展途上国が調査・研究・情報交換に参加できるよう、技術的および経済的資源を本条約事務局に提供することが求められる。

第21条: 報告および情報交換

- 1. 締約国は締約国会議で採択されたガイドラインおよび本条約の関連条項に従い、下記のことを含む本条約の施行状況を定期的に事務局に報告する：
 - a) 条約を施行するために実行した、または計画中的法的、行政的その他の手段についての情報
 - b) 条約の施行に際して遭遇した圧力および障害およびその障害を克服する手段についての情報
 - c) たばこ対策のために受けた技術的、経済的支援の情報
 - d) 第20条に明記された調査と監視の情報
 - e) 第6条3項、第13条2項・3項・4項、第15条5項、第19条2項に明記された情報
- 2. 締約国の報告の間隔は、締約国会議によって決定される。各締約国は加盟後2年以内に最初のレポートを提出する。
- 3. 締約国会議は第22条、26条に従い、発展途上国が本条約の義務を果たすための行政的、財政的援助を、要請に応じて支援するため、調整する。
- 4. 条約の要求する報告と情報交換は国内法に基づき、機密として扱う。締約国はたがいの合意に基づき、交換した情報を保護する。

第22条: 科学的、技術的、法的分野での協力と関連条項

- 1. 締約国は発展途上国のニーズを考慮し、本条約によって生じる義務を果たす能力を強化するため、直接または国際機関を通じて協力する。この協力は国内たばこ対策戦略、計画、プログラムの策定・強化のため、技術的・科学的・法的その他の専門知識の移転を通じて行われる。とくに下記の事項を目指す：
 - a) たばこ対策に関する技術、知識、技能、能力、専門的技術の獲得および開発、移転を容易にすること。
 - b) 国内たばこ対策戦略、計画、プログラムを策定し、強化するための技術的、科学的、法的その他の専門知識を提供する。とくに下記に留意する：
 -) 強力な法制の基礎策定、および喫煙防止、禁煙、たばこ煙曝露防止プログラムの開発に対する援助。
 -) 締約国の国際的義務に反しない形で、本条約の施行によって影響を受けるたばこ労働者の生計手段が立ち行くよう転職を支援する。
 -) 締約国の国際的義務に反しない形で、本条約の施行によって影響を受けるたばこ耕作者の生計手段が立ち行くよう作物転換を支援する。
 - c) 第12条に従い、当該職員に対する訓練・教育プログラムの策定と運営の支援。
 - d) たばこの戦略、対策に計画、プログラムに対する、必要な資料・器材・後方支援の供給。
 - e) ニコチン依存治療を含むたばこ対策手段の確認。

2. 締約国会議は第 26 条に概説した技術的・科学的・法律的専門知識ならびに技術を促進し、移転を容易にすること。

Part : 制度上の整備および財政資源

第 23 条: 締約国会議

1. この条約により、締約国会議が設立される。第一回会議はWHO事務局長により、この条約の発効から一年以内に召集される。会議の場所および時間は最初の会議で決められる。
2. 締約国会議の臨時会は、締約国会議が必要と判断したとき、または、締約国が事務局に書面による請求(ただし、請求から6ヶ月以内に全締約国の1/3以上が賛成した場合)に基づき開催される。
3. 締約国会議は全会一致とし、最初の会議で細則を決める。それまでの間締約国会議は、世界保健総会の手続き規則にしたがう。
4. 締約国会議は全会一致によって財政規則を事務局運営費用とともに自主的に決定する。定例会議の際次の定例会までの財政機関の予算を決定する。
5. 締約国会議は本条約の施行を定期的に調査検討し続け、条約の効果的な施行を促進するために必要な決定を行い、第 28、第 29、第 33 条にしたがって、議定書、付属書、条約改正の採択をおこなう。
このため下記の事項をおこなう:
 - a) 第 20 条および 21 条に関する情報交換を促進する。
 - b) 条約の施行に関して、第 20 条によるものの他、研究調査およびデータ収集方法について定期的に改善し、発展させることを促進し、指針を示す。
 - c) 条約施行の政策、法制ならびに戦略、計画、プログラムの策定、評価、調整、展開を促進する。
 - d) 第 21 条に従い、締約国による報告書の提出を受けると共に、条約施行に関する定期的な報告を検証する。
 - e) 第 26 条に従い、条約施行のために事務局業務を支援する財源調達を探求する。
 - f) 必要な場合、財政的支援母体を設立する。
 - g) 条約を強化し、実行する手段として、必要な場合は適格な国連機関、地域的国際的政府機関、NGO組織その他のサービス、情報提供、協力を求める。
 - h) 条約の実行の際得られた経験に照らして、条約の目的遂行のために必要とされるさらなるアクションに着手することを考慮する。
6. 締約国会議はオブザーバー参加の基準を設ける。

第 24 条: 事務局

1. 締約国会議は恒常的な事務局を指定し、その機能について調整する。第一回締約国会議においてそれが実現するよう努力する。
2. その時まで条約における事務局の機能は、締約国会議が常置事務局を定めるまで、当面 WHO が行う。
3. 事務局の機能は:
 - a) 締約国会議開会および財政支援母体設立の調整、ならびに必要な業務。
 - b) 本条約にしたがって提出された報告書の編集、送達、頒布。
 - c) 締約国、とくに発展途上国の要請により、条約条項に義務付けられた報告の編集、伝達の支援。
 - d) 条約による活動についての報告書の作成、および締約国会議への提出。
 - e) 締約国会議による総合指針に基づき、地域的・国際的政府間機関その他の機関との協力確保。
 - f) 締約国会議の指針に基づく事務局機能の効果的な遂行に必要な管理または契約業務。
 - g) 条約と議定書に決められている業務および締約国会議で決められた業務の遂行。

第 25 条: 締約国会議および国際的、地域的政府間機関の関係

本条約の目的を達成するための技術的、財政的援助を提供について、締約国会議は国際的、地域的政府間機関に経済的および機関設立を含め、協力を求めることができる。

第26条:財源

1. 締約国は本条約の目的達成のため、財源問題が重要であることを認識する。
2. 締約各国は本条約の目的達成のため、国内戦略、計画、プログラムにそった自国内の活動に関する財政を負担する。
3. 締約国は条約の目的を達成する上で、2国間、または地域その他の多国間ルートにより、発展途上国等の総合的な規制プログラムの開発および強化のための基金供給を促進する。それにより持続可能な開発の戦略にそって、代替作物の開発を含む生活の支援等の問題に当る。
4. 関連ある地域、国際機関および経済援助機関を代表する締約国は、発展途上国]およびに本条約の課する義務遂行を援助するよう働きかける。
5. 締約国は下記のことを同意する。
 - a) 締約国 とくに発展途上国が条約の目的と義務を達成するため、必要な財源のため、公私を含め、あらゆる資源を活用するよう、援助する。
 - b) 事務局は途上国の要請により、条約上の義務を遂行するための財源について助言する。
 - c) 第一回締約国会議において、締約国は既存および可能性ある財源をレビューする。
 - d) (訳を省略)

Part :紛争調停

第27条:紛争調停

1. 2国間または多国間で、本条約の施行に関して紛争が起きた場合、当事者は交渉または第三者による仲介を含むその他の平和的手段を当事者が選択して、解決を探求する。交渉により合意に達しない場合、当事国は解決手段を模索し続ける責任を免除されない。
2. 本条約の批准、受諾、承認、もしくはこれへの加入の際に、またはその後いつでも、国あるいは地域経済統合組織は、本条第1項にしたがっても解決できなかった紛争については、その件に限り、締約国会議の一致により採択される手続きに従って、仲裁を強制的に受け入れることを寄託者に対し、書面で宣言することができる。
3. 本条はどの議定書についても、その中に記述されていない限り、適用される。

Part : 条約の発展

第28条: 本条約の改正

1. どの締約国も本条約の改正を提案できる。締約国会議において、改正を審議する。
2. 改正は締約国定例会議において審議され、提案国は少なくとも6ヶ月前に事務局に提案を届け、事務局は各国にアナウンスする。
3. いかなる提案も、全会一致を目指し、あらゆる努力をする。もし全会一致が不可能な場合、その会で投票し出席者の3 / 4の賛成によって決定する。
4. 発効要件: 本条第3項により受諾書を寄託した日から90日後、その後の受諾国については、当該国が受諾書を寄託した日から90日後とする。
5. 改正はその条項について締約国が受諾書を寄託した日から90日後に発効する。

第29条:本条約付属書の採択および改正

1. 付属書は第28条の手続きで提案され、採択される。
- 2・3 (訳を省略)

Part : 終章

第30条: 留保

本条約のいかなる留保も認められない。

第31条: 脱退

1. 脱退しようとする国は本条約発効の2年後以降、寄託者に書面で通知する。
2. 脱退は通告後1年後に発効する。発効の日付を脱退文書に記すことができる。
3. 本条約から脱退した国は議定書からも脱退したとみなされる。

第32条: 投票権

1. どの締約国も本条2項に挙げた以外は一票の権利を持つ。
2. 地域経済共同体 (訳省略)

第33条: 議定書

1. どの締約国も議定書の提案ができる。
2. 締約国会議は、全員一致を目指すあらゆる努力をするが、到達しない場合、出席者の3 / 4の賛成により採決する。
3. 提案国は少なくとも6ヶ月前に事務局に提案を届け、事務局は各国にアナウンスする。
4. 本条約の締約国のみが議定書に加盟できる。
5. 6省略

第34条: 署名

この条約は、WHO 締約国および WHO 締約国ではないが、国連の締約国がサインすることができる。2003年6月16日から22日までジュネーブのWHO本部において、それ以後は2003年6月30日から2004年6月29日までニューヨーク国連本部において。

第35条: 批准、受諾、承認、正式確認および加入

1. 本条約は批准、受諾、承認または地域経済統合体による正式確認が必要である。 略、

第36条: 発効

1. 本条約は40番目の国が批准、受諾、承認、寄託した日から90日後に発効する。

第37条: 寄託者

第28・29・33条により採択された本条約および改正、議定書・付属書の寄託者は国連事務総長とする。

第38条: 正文

条約の正文はアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語とする。

(手続き部分の Part 、Part の訳は行政専門的な訳ができないので、かなり省略しました。原文 = 初頁タイトル
の下をご参照ください。仲野)